

和刻法帖の精度と作為

岩坪 充雄

一、はじめに

近世書物出版研究の中で和刻法帖が単に無視できないどころか、特筆すべき非常に重要な出版史料であることは、これまで機会あるごとに主張してきたのだが、依然として中国法帖が優れ、和刻法帖が劣っているかの意識が払拭されない。法帖の優劣論の事情は個別的で、優れた和刻法帖もあれば、非難に当たるほどひどい法帖もあるのが実際といてよい。ただしこれは和刻に限らず、中国製の法帖についても同様な事情はある。

和刻法帖について研究した先行研究は必ずしも多くない⁹⁾。和刻法帖研究はこれからの分野であり、書道学、書

誌学、近世史、近世文学、近世思想など様々な研究分野に関わるものと思われる。それというのも、法帖が筆記の手本であるということ。つまり毛筆筆記世界の中で、最も重要な知的活動の文字筆記という行為に直接影響する書写法についての伝承書物であるという一面とその背景として存在する毛筆文字の持つ価値観をそのまま体現している書物であるという性質が、これを輕輕に扱えない一群の書物であることを証明しているといえる。

いずれにせよ書という字姿のための書物である以上、現物を並べて比較して見ていた、多くの本筋、たろうが、そのような展観の場を実現することは困難で、今回この紙面を利用して和刻法帖へのアプローチを試考してみたい。もとより事例として示すことが出来る法帖は僅かである。

網羅的な提示は困難である。しかし国内にどれほどの和刻法帖が存在しているのかこれまで全く調査されたことが無い。もし組織だった悉皆調査が出来れば、江戸時代の毛筆世界がこれまでイメージしてきたものとは違う形で目前に現れるものと思われる。

二、和刻法帖という書物

さて、和刻法帖と一言でいうことはできても、それがどのような書物なのか。最初に法帖についてごく基本的な了解事項について共有しておきたい。

まず「法帖」とは書道の手本、または書の観賞用に作られた書物であるということ。その淵源は中国にあり、本来「書」の手本は肉筆で書かれたものだが、需要が広がるとともに印刷もされて普及していく。その文化が日本に輸入され、日本製の印刷法帖が作られるようになる。和刻本の法帖なのでこれを「和刻法帖」と呼ぶ。この印刷法には幾つかあり、普通の書物のように版木の文字を鏡文字にして凸字に彫り出し、摺ると墨のつく文字部分が黒く出るものを「凸字版」法帖と呼ぶ。

一見拓本様だが、印刷原理は凸字版と同じで文字部分を鏡文字に彫る。この時文字の部分を彫り込むので、版木に墨をのせて摺れば、文字部分が白く浮き出て周囲が黒くなる。仕上がりは拓本のようなのだが、実際の印刷法は拓本と異なり通常の書物と同じく鏡文字に作っているため、これを「左版」法帖と呼ぶ。

版木に文字を彫る時、碑に文字を刻むように通常の向きのままに版木に文字を彫る。印刷は拓本を採る時と同じく紙を版木に貼ってから墨をのせ、文字部分を白く浮き出す方法で作った法帖を「正面刷り」法帖または「正面版」法帖と呼ぶ。書物の末に付録される本屋の広告では「石摺」と書かれる場合もあるようだ。日本の場合は石摺りと呼んでもまず木の板に彫って摺ったもので、石を用いる法帖出版は無いと思われる。碑の文字など石に刻んであるものを拓本に採ってから行ごとに切って書物に仕立てたものもあるが、それは商業的な出版物ではないだろう。

このような多彩な印刷手法を用いる書物は江戸時代では法帖ぐらいなものだろう。画本に拓刷法なるものがあるようだが、法帖の正面刷り技法の応用と思われる。通

常の書物印刷には凸字版の技法があれば十分といえる。それが中国法帖に頼らず自家製の法帖を目指すところから、日本の法帖上梓の歴史が始まったと考えてよからう。手本となる中国製法帖を模す必要から、まず拓本様に摺り上りを上げるため、文字の部分を彫って文字を白抜きにして作ったものが左版法帖であるが、筆跡の再現という目的では満足できる程の印刷法ではなかった。実際に本家中国の法帖に左版のあることを知らない⁽²⁾。左版は凸字版印刷技法の応用と位置づけられよう。文字をそのままに映し取る技法の発生は中国に起こる拓本技法が淵源となろう。碑を拓本に採り、これを行ごとに切つて冊や帖に仕立て書物にする。これを碑からでなく予め書物の大きさにした石や木によつて版を作り、これを拓本に採つて書物に仕立てるような発展をする。拓本技法で摺ることが前提で発展する中国法帖の事情とその出来上がつた法帖を見たところから同じようなものを作ろうとする日本法帖の事情とはいささか異なる。いずれにせよ江戸時代人が中国法帖に近づけるために更に研究して和製拓本技法で法帖を作つた。これが和刻の正面刷り法帖である。正面刷りの工夫が日本国内で成功するのは長崎版

江戸時代流通の法帖・印刷法分類

和刻法帖			中国法帖	
凸字版	左版	正面刷り	凸字版	正面刷り

すことになる。

法帖の出版形態も商業的な意図を背景に出版されたものから、趣味的な目的で採算の合わぬような多額の費用をかけた法帖も作られた。事実、韓天寿は法帖に心血を注ぎ家産を傾けてしまったという⁽³⁾。法帖には私家版も多く存在し、商業出版の流通に乗らない、奥付も完備せぬ法帖も多数作られ、今となつては全体像の見えない和刻法帖世界が広がつて行つたのが江戸時代であつた。法帖は図書館学で学ぶ目録法では十分に処理しきれない書物として、図書整理の現場からは厄介な書物と目されることになる。実際に『国書総目録』で検索しても殆ど発見

と呼ばれる草書千字文の出版、或いは細井広沢の若年からの工夫が結実し、上梓されたとする『太極帖』（細井広沢の私家版・正徳四年序）の登場を待たねばならず、江戸時代中期になつての実用化であつた。しかしそれ以降、それら複数の印刷技法を用いて江戸時代の書人は多くの法帖を世に送り出

できない書物である。現在まで法帖が放置され研究が立ち遅れているのもこのあたりに原因があるようだ。

三、和刻法帖の事例から

江戸時代の出版の殆どが木版印刷で行われていたことについては周知のことだろう。そして筆記については毛筆をもって行われていたという点についても異議はあるまい。

江戸時代の法帖の発展を考えようとする時に、先行する本家中国法帖を手本に自国生産されたものが和刻法帖であるとの理解に始まり、それは中国法帖の複製から始まり、時代が降るとともに日本人書家のオリジナルの法帖が作られていくという流れとなる。この法帖発展の推移をいくつかの事例を見ていくことで概観したい。

そこからまずと版刻の実例について断片的にでも見えてくれば幸いと思われる。最初は『四体千字文』（慶長十一年・一六〇六年刊・左版）を見る。

この本については江戸時代以前の存在についての指摘⁴⁾もある。開幕後の江戸時代法帖として慶長版『四体千字



『四体千字文』慶長11年版（部分）
粗刻な和刻法帖の事例

文』は最も古い例に属するものであろう。また朝鮮版『千字文』にも中国萬曆の年号を持つものもあり、淵源は中国に、そして朝鮮半島経由の墨本であったかも知れない。⁵⁾しかしこれらの法帖の刻は優れているとはとても言い難く、毛筆で書いた文字ではなく刃物で刻んだ直線の書線で作られており、殊に篆書や隸書が刻まれている部分はその粗刻なること顕著であり、誰もがこれを見て不出来なる和刻法帖と思わせてしまうという版刻である。かつて同じ慶長十一年の刊記を持つが版元が違うものを幾つか目撃している。しかしどれも粗刻であることに違いは無かった。版刻の精度としては劣つたものといえるだろう。

次の事例として少し時代の降つた『守謙齋法帖』（享保十五年・一七三〇年刊・左版、凸字版混用）を見ておきた

い。内容は全て中国人の筆跡を集めた法帖で、集帖に分類される⁶⁾ものだが、編集は日本で行われたという特徴を持つ。中国人の筆跡のみの法帖だが、日本オリジナルであり、中国法帖としては存在しない中国人書の日本製法帖なのである。一部中国伝来の法帖を復刻した部分と肉筆を原稿に新たに上梓した部分が合体されて構成されている⁷⁾。しかし版刻の出来から見ればこの法帖も粗刻な法

一姑刻之以待他日得完本云

東坡思堂記

建安章質夫築室於公堂之西名之曰思屬我
記之嗟夫余天下之無思慮者也遇事則發不
矚思也未發而思之則未至已發而思之則無及
以此終身不知所思言發於心而衝余口吐之則
遂入茹之則送余以為寧逆人也故卒吐之君
子之於善也如好之色其於不善也如惡其真
懷臨事而後思計議其美惡而思就之哉

帖に分類されてしまっだろう。その内、もともなった中国法帖を点検する中で、『文字會寶』所載のものと同じ筆跡を発見した。『文字會寶』からの一部が刻入されていたのである。実は『守謙齋法帖』は、殆どの部分が左版技法で作られているが、全部四冊の内第二冊の一部に凸字版を用いる部分が九件あった。そこが明代に作られた唐本『文字會寶』の部分を取り出して作ったものと考えら

真不可得而名吾以名吾亭

古吳沙弘德書



東坡思堂記

建安章質夫築室於公堂之西名之曰思
屬我記之嗟夫余天下之無思慮者也遇
事則發不矚思也未發而思之則未至已發
而思之則無及以此終身不知所思言發於心
而衝余口吐之則遂入茹之則送余以為寧
逆人也故卒吐之君子之於善也如好之色其

上段：『守謙齋法帖』2巻の凸字版部分

下段：『文字會寶』の同箇所「東坡思堂記」

れる。そこで唐本の『文字會寶』と和刻の『守謙齋法帖』について、同じ部分を掲載し、これを比較することにする。『文字會寶』も『守謙齋法帖』も元となった書は同一であったことが知れる。和刻本が『文字會寶』の使った原本にまで遡って作成したとは考えがたく、『文字會寶』からの抽出作成とみてよいだろう。これを出来るだけ忠実に複製しようとする訳だが、『文字會寶』以上の出来になる訳が無く、そこに限界を見る。僅かな部分での紹介となるが雰囲気は伝わるだろうか。

『守謙齋法帖』は大本四冊。前半二冊は既成の法帖に材料を取り、後半二冊は肉筆を原稿としたと末尾に書かれている。その内『文字會寶』からの九件の凸字版部分は第二冊の中にある。第二冊冒頭は左版の趙子昂から始まるが、十一丁才の「東坡思堂記」より冊末の「竹樓記」までが『文字會寶』よりの採録と目される。内容の選択は必ずしも『文字會寶』の配列には拠らない。それというのも、『守謙齋法帖』中に最初に出てくる「東坡思堂記」は『文字會寶』では四四二丁に収載されている。次の「対楚」は三十二丁から三十四丁、三番目の「舞賦」は三十九丁から四十一丁。の掲載といった具合で、『守謙

齋法帖』では『文字會寶』の配列で見れば前後して掲載されている。⁽⁸⁾つまり編集者の任意の選択があつたとも見える。もととなつたであろう唐本の『文字會寶』とそれを彫りなおした『守謙齋法帖』を並べて眺めれば、和刻本の『守謙齋法帖』が『文字會寶』に倣って彫り上げようとした意図は察することができる。しかし版のサイズの都合が原因するのか、実は字詰めが合わない。これが可能なのは木版上の作り直しであるからだが、墨本作成上の都合で字詰めを変える例はこればかりではない。字詰めばかりか題字、落款など様々な面で手が加えられるものであるという認識が出版法帖を見る場合の注意点である。この作為の部分と忠実な再現を目指す精度の部分とあわせて考えて行く必要があるだろう。

『守謙齋法帖』の後半の真蹟を原稿とした二冊の版刻の出来が必ずしも良くない。『守謙齋法帖』の評判が上がらないのは後半の不出来によるのではなからうか。肉筆を原稿にしたとは思えぬ硬質な刻は和刻法帖の評価を下げるには十分すぎる。ただ最後の黄道謙の書が上梓された例は管見故か他を知らない。黄道謙は中国本土では無名の書人だが、細井広沢や池永一峰にも影響を与え、木



『守謙齋法帖』末尾の黄道謙書

村兼葭堂コレクションにもその肉筆があったことが知られていて⁹⁾、日本では当時の長崎で名のあった人物であったようだ。少し図版でその特徴ある篆書部分を掲載しよう。

次は『大学』（江戸時代後期刊、正面刷り）である。ここでは二種類の正面刷りを見る。aは『垂裕閣法帖』に収載されたもの『垂裕閣法帖』は全部で十七帖。この内の第十三帖が趙子昂の『大学』である。寛政元年の跋刊。

bは摺り放し¹⁰⁾のもので刊記は無い。どちらも趙子昂の書いた『大学』の法帖である。本来一つの原稿から、このように複数の墨本が作られ伝存する場合がある。今回紹介の『大学』墨本二種については原稿になったものは同一らしいが、出来上がったものは比較すると雰囲気かなり違う。掲載の図版から了解していただけるだろうか。

刻の違い、原本にあつたらしい虫食い部分の版刻処理の違いもあるが、もう一つ大きな要素に字詰めの違いがある。原本に対して字詰めを無闇に変えてしまつてよいのか。本稿論題にも掲げた作為の部分に関わるものである。それについては後半に検討したい。引き続き実際という視点で法帖の例を続けよう。

和刻法帖の場合『守謙齋法帖』前半のように法帖を彫



『大学』2種。右『垂裕閣法帖』より、左は
刷り放しの『大学』だが、字詰が異なる。

りなおすものと後半のような肉筆を原稿に新たに印刷法帖を作る場合が考えられる。肉筆の原稿に拠つて新しい法帖を作る場合、和刻法帖がオリジナル法帖ということになる。それが一度ならず再度上梓される場合も考えられる。それは、通常の書物でも再版があるように法帖の場合も売れば再刻も行われるという事。ただしここで注意したいのは、最初の版が唐本なのか、つまり中国法帖であったのか、和刻法帖の再刻なのかという点も考えたいのである。また先に売ればと表現したが、それが和刻法帖再刻の動機としては商業的動機とするのだろうか、唐本からの再刻の場合、上梓を行った人物の趣味的要素が動機にもなり得る。誰の仕事かという点にも注意が必要である。唐本の再刊の場合、和刻法帖としてはその上梓が最初ということもある。その見極めの必要は法帖の性格を掴む上で大切な要素となる。一つの切り口としては、印刷法から検討する手もあろう。左版は商業印刷に多く、正面刷りは経費のかかるところから趣味的出版の要素が強くなる。だが正面刷りに全く商業的法帖が無いかといえば否であり、正面刷りの商業出版もあり得るのである。その逆も考えられ、左版で作ってはいるが

趣味的要素が強い法帖が無いとはいえない。つまるところその見極めは個別的な検討を要することになる。識語や跋文に出来上がった法帖を同好に配るとし、扱う本屋の奥付もなく、私家版の可能性が強ければ趣味的動機による法帖出版と察することも出来るが、時間の経過の中で本屋の奥付が取れて無くなっただけという場合も考えられ、その判断は単純ではない。多くの同種の法帖を並べて比較できれば判断可能な場合もあるが、なかなか判断面でそう都合よく、同じ法帖を並べて見られる環境が提供されるものではないのが実際だろう。どうしても経験に負う面が多いのが現状である。法帖という書物を理解するために法帖についての数多くの事例を集積して、所謂判断に役立つ視点を共有化していく基礎固めが江戸時代の書物研究者に求められるのだ。もちろん書道学方面からのアプローチも必須となるだろう。現代の目線からでは見えなくなってしまうものを江戸時代的な視点でもう一度見直してみるのもよい手かもしれない。法帖という毛筆筆記世界の書物を理解するには毛筆筆記世界の価値観理解は欠かせないものとなるはずだ。

四、和刻法帖の忠実さと作為

版刻段階でどの程度の作為が加えられ、どこまで忠実なものなのか、肉筆法帖であれば揮毫者の書いたままの法帖が出来上がるのだが、法帖を出版する場合、どうしても印刷物であるという宿命から逃れられない。その意味することは、つまり揮毫した筆者の意識とは別に、法帖製作者の作為がつけ加えられる余地があるということ。製作者側からの何らかの作為的加工が行われる場合が実際にある。作為加工の例を左に掲げる。

- ① 「題字の取替え」
- ② 「落款の取替え」
- ③ 「内容の省略」

この検証には、印刷された和刻法帖とその底本となった肉筆原稿が揃って初めて比較が可能となるため、その事例を探し出すのに苦労がある。ここでは僅かだが三件（細井広沢の『貴人帖』⁽¹¹⁾、細井広沢の『登楼帖』⁽¹²⁾、巻菱湖の『和文章』⁽¹³⁾）について考える。

『貴人帖』と『登楼帖』は題字の取替えが行われてい

る帖である。もちろん帖そのものからその形跡を検証することは出来ない。その肉筆原稿を閲すれば異なる題字がついていることが知れる。『貴人帖』はその法帖名称となった題字そのものが違っており、和刻法帖では「無事は貴人」の楷書だが、底本の肉筆法帖は「酒餘清興」の篆書である。その篆書はどうにも善書とは言いがたい。想像の域を出ないが商品化する場面に際して題字を差し替えたと考えられる。実はこの帖、その他の点でも変更がある。肉筆帖の大字部分のみを上梓し、小さな文字部分は省略し版刻していないこと。和刻法帖冊初の引首印は肉筆帖の「対酒」部分に捺されているものを移して使い、和刻法帖の冊末、細井広沢の署名は別なものを差し替えている。題字、印、署名に取替えが行われていた作爲の確認ができる。しかし法帖として内容の書の再現が不誠実なものかといえば、木版にも関わらずよく再現しその忠実さがでているとしてよいだろう。これを証明するには一見にしかずということでは図版を掲載し（付録図版参照）、確認いただくのがよからう。

『登楼帖』もまた題字の取替えがあった。肉筆底本では細井広沢の楷書で「登楼賦」と書かれているものを版

刻の際には篆書の題字とした。篆書題字の出所は明確ではないが、可能性として沼尻龍厓が書いたとも考えられる。ここでも落款の差し替えがある。肉筆では小さな落款印が捺されているが、版刻の際にはよく知られた大型の印を持ってきている。全体に行間スペースを詰めて版面へうまく収める移動があり、印刷事情による作爲がある。しかし個々の文字を点検すれば忠実に再現しようとしている事が知られる。『登楼帖』には再刻本があり、少なからず人気のある法帖なのだろうと思わせる。再刻本は初刻を底本としており、肉筆は見えないようだ。それは肉筆にはない初刻本の版の傷まで再刻本が再現し



『登楼帖』の表紙

ている部分があるためである。これもまた後掲の図版で確認したきたい(付録図版頁参照)。

この上梓の際に行われる原本に無いものを取り替える、或いは加える行為は細井広沢の法帖に限る訳ではない。



巻菱湖の書。上は肉筆法帖。
下はそれを印刷法帖としたもの。

次に示すものは巻菱湖の法帖『和文章』である。本文は忠実に再現し版にしたもので、正面刷りに作っている。だが印刷法帖に見える署名と印は肉筆には無いもの。商品として無落款とはいかなかったので印影を加えたの



巻菱湖肉筆法帖。落款はない。

だろう。本文の再現への忠実さとは裏腹に存在しない落款を加えているのだが、これが書肆による独断な処置なのか、揮毫者承認のものなのか知れない。前述の細井広沢の法帖については揮毫者没後の上梓なので本人の与り知らぬ作為が働いていると断じてよい。だが揮毫者存命期間での作成の場合は申し合わせなり、了解に基いた



巻菱湖正面刷り法帖。落款は加えられたもの。

行為であった可能性も捨てきれず書肆独断とは言い切れない点、評価の上で注意がいるだろう。

前頁の図版は上段が肉筆法帖で、下段は正面刷りの法帖である。下段に掲げた法帖が肉筆を忠実に再現していることは見て知ることが出来る。上に掲げたのはその末尾部分で、下段に掲げたような落款は無い。他の巻菱湖の法帖を探せば同じ落款を使っているものがあるかもしれ

れないが、今は発見していない。こうして作れば巻菱湖自身が落款したように見えるが肉筆の原本にこの落款が無いということは原稿になった肉筆法帖の発見によってのみ確認できるのである。無落款の法帖にこのように落款を加える事例は巻菱湖法帖には他にもあるようだ。巻菱湖肉筆となれば書道史料の価値もあるはずだが、落款が無いため粗末に扱われている可能性が強く、危惧される。

五. おわりに

和刻法帖の精度と作為と題して、手元にある僅かな法帖の事例から法帖を見る場面の実際を考えてみたかったのだが、和刻の現存法帖の全体像が知れないためにどこまで知っていれば知ったことになるのかすら分からない。その意味で手探りな研究である。書物の名が伝わっていてもそれが実際に上梓されたのかも現物に対面するまでは分からない。書肆の蔵版目録に「近刻」などと摺ってあっても、本当に出版に到ったのかどうか。何十年も古書肆を歩いていても出会うことなく、上梓されなかったものなのかと思いい始めていたら、ふと現物を目撃するな

どということが起きる。和刻法帖世界は深く、そして謎が多い。その意味で研究すべき未開拓の地が広大に残っているとも言え、これからの若手研究者の活躍の場は限りなく存在すると感じ、期待もしている。

印刷法帖で落款の付け替え事例が少なからずあることは容易に想像できることだが、現物と比較して初めて明確になる。題字も書き換えられてしまい、通称されている書名の根拠が差し替えられたものであったことを発見した時は少しばかりショックであった。が、筆跡を伝えようとすると版刻者の姿勢の真摯な点を評価したい。或いは印刷された書物や碑の上でしかその筆跡を確認できないという人物もある¹⁴⁾。そうなると和刻法帖は単なる書道の手本としての価値ばかりではない利用が出てくる。手本としての優劣が法帖の史料価値を決めるのではなく、江戸時代の出版物として、それに関わる様々な要件で利用価値が変わってくるものといえよう。法帖が『国書総目録』などの目録検索が不便なため利用法も十分に開発されていないが、今後考え方、利用法によってまだまだ価値が上がる文化史料であるといえそうだ。

なにより江戸時代人たちがどうしてこれほど大量の法

帖といわれる印刷書道書を生産したのか。そこにこれまではつきりと現代人が見えていなかっただ江戸時代人たちの価値観、あるいは文化的意識のようなものが表出しているのではないかと思えるのだが、どうだろう。

【注】

(1) 和刻法帖について述べた専著らしいものは無いのが実際のまどま。中田勇次郎著『日本書道の系譜』の中に、比較的まとまった和刻法帖の紹介が見られる。それを収録した「中田勇次郎全集」六卷(一九八五・一〇・二玄社刊)もほぼ同様の内容が読めるが図版の配置から考えれば前者がよい。『国書総目録』では法帖は殆ど検索できない。『国書総目録』に匹敵するような『法帖総目録』の専門目録が望まれる。前述の中田氏の著述に引かれている法帖は中田氏個人の蔵書がもととなっているが没後法帖は散逸したようである。九州大学文学部国語学・国文学研究室刊『文献探求』(五号〜七号)に中野三敏氏蔵書の邦人法帖目録が所蔵者自らの編で掲載されたが、これは個人蔵書の範囲での目録である。また巻菱湖の法帖目録については国学院大学刊『若木書法』に連載されている。編著者の北川博邦氏自らが自蔵本をもとに作成した目録

である。中野三敏著『江戸の板本』に法帖について触れる部分がある。ついでに言えば、中国法帖については『法帖辞典』『法帖』など宇野雪村氏の編著がある。これも個人の蔵書がベースになっており、法帖研究のため国内・外の公共収蔵施設の目録が用いられることはまず無い。これは現状の図書収蔵施設の目録環境が法帖整理を十分に行っていない、乃至は法帖整理のための知識不足によって研究者に情報提供出来るほどに到達していない実態を表している。

(2) 唐本左版法帖が無いといっても、通常の書物の印刷面の中において拓本を紹介する場面があれば凸字版と同じ印刷法によるため、必然的に左版と同じ方法で拓本様式にするため白黒反転文字として版が作られ印刷される場合はあり得る。

(3) 米田弥太郎著『近世日本書道史論攷』「韓天寿とその刻帖」p.257-269参照。

(4) 『日本古印刷文化史』木宮泰彦著、富山房一九六五年再刊。p.31, 352, 669, 674に天文十九年刊本と天正二年刊本の紹介がある。

(5) 『書物・出版と社会変容』(二〇〇八・一一・同研究会刊)第五号「書の視座と書物研究」(拙稿) p.6「参照」。

(6) 法帖の分類上の考え方に「集帖」と「単帖」の区別があ

る。「集帖」は複数人の法帖を集めたもの。単帖とはある個人一人の書を集めたものである。この別は和刻のみならず、中国の法帖についても用いる分類である。

(7) 『守謙齋法帖』の冊末に「右守謙齋法帖元亨二帖採於諸家之法帖利貞二帖模真蹟以刻之」とある。

(8) 『文字會寶』は分冊されているが丁数は通しでつけられている。全部八冊四百五十六丁。ただし三十四丁の次は三十九丁で三十五丁から三十八丁は原欠。そのため三十四丁版芯に(左図)とある、同様な処理は百二十七丁や他



にもあり、一箇所止まらない、四百五十六丁とは実数ではなく名目上の丁数といえる。それにしても杜撰なつくりの本である。

『守謙齋法帖』掲載凸字版部分と『文字會寶』との対応

掲載順	『守謙齋法帖』	『文字會寶』丁数
1.	「思堂記」	442 丁～444 丁(至 446)
2.	「対楚」	32 丁～34(至 38)
3.	「舞賦」	39 丁～41
4.	「謂秦」	57 丁～58
5.	「月賦」	112 丁～114
6.	「屏風賦」	115 丁
7.	「遊俠」	136 丁～141 丁
8.	「嘯賦」	262 丁～266 丁(至 269)
9.	「竹樓記」	395 丁～398 丁

(9) 平成十五年に大阪歴史博物館で開催された「木村兼葭堂なにわの巨人特別展・没後二〇〇年記念」展の図録 (197) に黄道謙の肉筆が掲載されている。木村兼葭堂の所蔵に黄道謙の肉筆があったということになる。黄道謙については細井広沢の編纂にかかる篆書字書『奇文不載酒』

(国立国会図書館蔵・マイクロフィッシュYD・午・1)の序文にもその名が見える。江戸の篆刻家池永一峰も私淑したという人物である。

黄道謙の肉筆を目撃する機会も少ないが、版本で見られる例もまた希なものといえよう。

(10) 正面刷りしたままの未製本のことを「摺り放し」と呼ぶ。

大庭脩著『江戸時代における唐船持渡書の研究』(一九六七関西大学東西学術研究所刊)で見える輸入法帖の中には、摺り放しで齎された中国法帖があったことの確認ができる。つまり日本に入ってから製本され売り出されたものと考えられる。中味は中国法帖だが仕立ては日本製の法帖の存在を示唆しており、これを本の仕立てから和刻法帖と誤って分類することが起こりやすいものとして念頭に置き、法帖を見る必要が出てくる。法帖の見分ける場面では注意を要するだろう(下表を参照)。今回紹介の摺り放し「大学」は和刻された正面刷りで、未製本のものである。或いは沼尻修平刻本か。他に左版で摺られた『大学』の法帖の存在も確認している。

書名で目録事項を採れば同じ『大学』として扱われ、印刷の区別が見えなくなってしまうが、法帖という「書」の姿に意味を持つ書物の世界では、それぞれ別なものとして認識する必要があるだろう。またそのように

区別された法帖目録にしていかななくてはならない。

〔江戸時代の法帖〕

中国法帖・中国人筆跡の法帖	
①輸入の中国製法帖	
②摺り放しの輸入・日本での製本	
和刻法帖・中国人筆跡	a. 正面刷り 『淳化閣帖』 『開經堂帖』他
①中国法帖復刻	b. 凸字版 『文字會寶』
②日本オリジナル	
和刻法帖・日本人筆跡	a. 正面刷り 成章堂の淳化帖 他
a. 正面刷り	b. 凸字版 歐陽詢千字文他
b. 凸字版	c. 左版 胡兆新の法帖他
c. 左版	
和刻法帖・中国、日本混在	

(11) 『貴人帖』は細井広沢揮毫にかかる左版法帖。大本一冊。

法帖の名称は題字「無事は貴人」に由来し、別に三村竹清は『近世能書伝』(昭和一九年・二見書房刊)の中で「無事帖」と呼ぶ(158)。だが、「貴人帖」題簽の残る例があるのでそのように呼ぶべきだろう。

(12) 『登楼帖』は「登楼賦」を細井広沢が揮毫した左版の法帖。大本一冊。天明元年五月。沼尻龍厓刻(識語による)。

江戸の書肆若林清兵衛の扱い。寛政元年再刻本があり、これは関根新兵衛の版刻。若林清兵衛梓。再刻本題簽に「登楼帖」とあることによって『登楼帖』と呼ぶことに

する。版本は行間が肉筆と比較して僅かに詰められている。このような操作も印刷本である故といってよい。もちろん肉筆原稿との比較で知られる内容である。

(13) 『和文章』は巻菱湖の和文法帖。正面刷り折帖である。

一面に一行。原本も印刷も同じ配置で作成している。原本は紙表紙だが、印刷本は板表紙である。肉筆五冊が一組となっているが、今の所その内の最初の二冊は上梓されたことを確認した。

(14) たとえば、江戸時代後期の書家で、亀田鵬齋の書訣を継いだ寺本海若やその門人清水楽山などの例がある。この書家たちについては拙著『江戸・唐様書道史研究叢稿Ⅰ』（二〇〇四年四月、善補楽工房刊）参照。いずれも版本か碑文の上でのみ筆跡が確認でき、肉筆は見られない。

【付録資料図版】

①和刻法帖『貴人帖』とその肉筆法帖の比較。肉筆では全く別な文字が題字になっていたことが知られる。左版冒頭「無」字の右にある印は肉筆の「対酒」の隷書の右上に捺されたものであることが確認できよう。一方で「錦」を誤って「綿」と書いてしまったために、小さく「錦」を横に書いているところまで忠実に再現している。

②和刻法帖『登樓帖』とその肉筆法帖の比較。

題字は書体からして違うが「王仲宣」の部分は忠実な版刻が確認できるだろう。

③和刻法帖『登樓帖』の奥付比較。天明本と寛政再刻本。

④和刻法帖『登樓帖』の冊末落款部分と肉筆法帖の落款部分の比較。印刷本では一面に二行の配置の原則を崩さず、本文最終行の次の一行に落款の「丁未冬至後」の二行を入れ、次の行は次の面へ移している。一方肉筆は落款二行ともを本文最終行の次に詰め込んで、この面は三行になっている。落款印は図版では確認し難いが、小さなものが二つ捺されている。印刷の場合ここに大きくよく知られた細井広沢の印を入れた。

⑤上が肉筆本、中が初刻本、下が再刻本。余の三画目の右にうつすらと見える初刻本の白い傷も再刻本は再現してしまっている。つまり元となったのは初刻本であつたらう。訂正された「達」字の位置が印刷本は少し詰めている点も注意。

①和刻法帖『責人帖』とその肉筆法帖の比較。





對酒

人

對酒

廣澤墨士

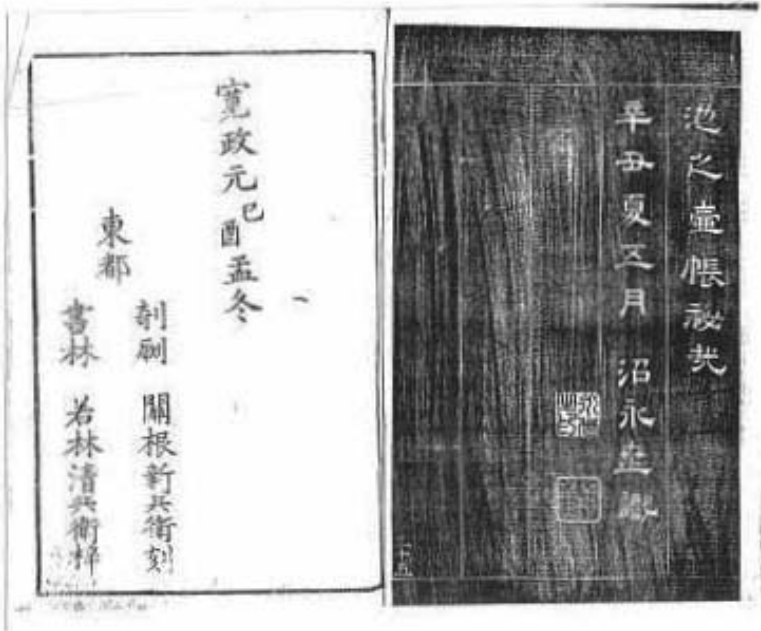
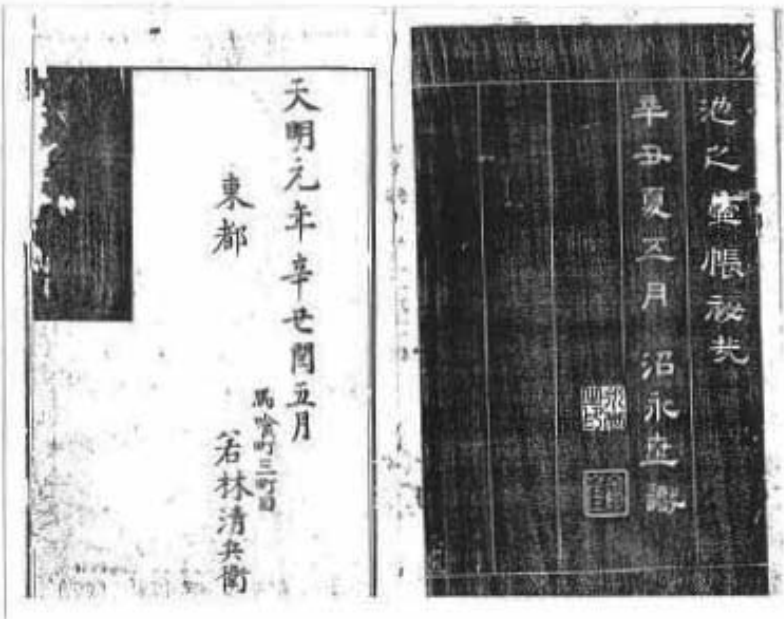


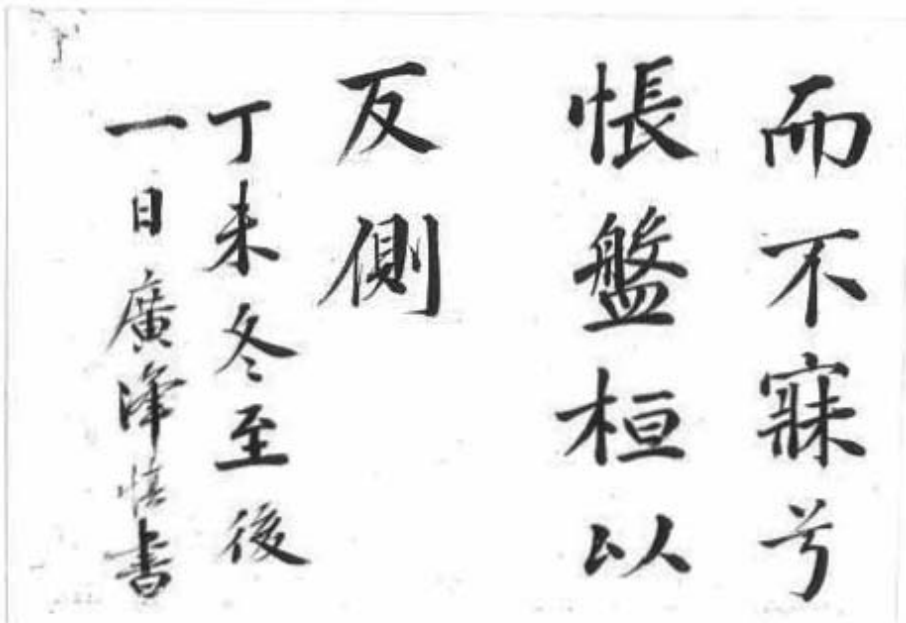
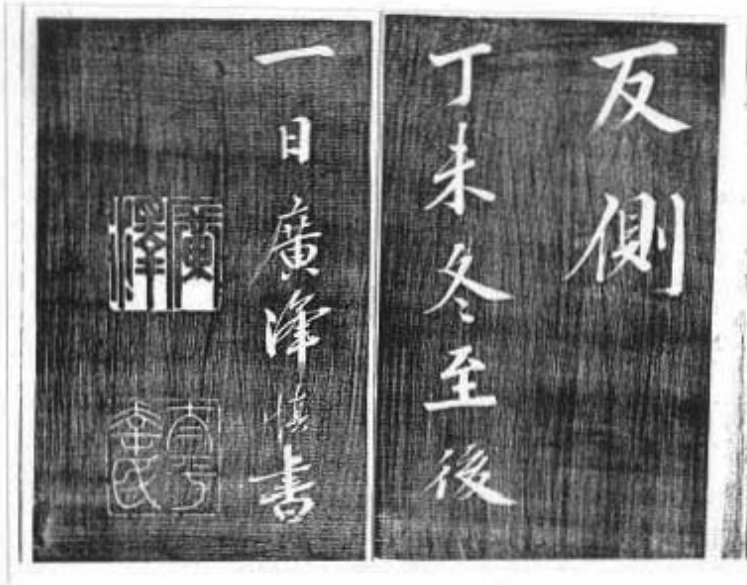
②和刻法帖『登楼帖』とその肉筆法帖の比較。





③和刻法帖『登楼帖』の奥付比較。





⑤ 上が肉筆本、中が初刻本、下が再刻本。

